

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（ゆいの森あらかわ集密書架LED化）	№5200566
工（納）期	令和9年3月1日	
契約締結日	令和8年8月31日	
契約金額	6 , 3 9 9 , 8 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	日本ファイリング株式会社 (法人番号：9010001033642)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約(ゆいの森あらかわ集密書架LED化)
指名業者 (案)	名 称 日本ファイリング株式会社 代表者 代表取締役社長 田嶋 譲太郎 所在地 東京都千代田区神田駿河台一丁目8番地11
特命理由	本件は、令和9年末で蛍光灯の製造・輸出入の廃止が決定されていることから、ゆいの森あらかわに設置している集密書架における照明設備のLED化に伴う照明器具の取替を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 集密書架の一部である照明部分は、書架の駆動と連動して点灯するもので、集密という特性上、すべての書架で一斉に作業を行うことができないことに加え、令和9年2月に予定している臨時休館の期間内に作業を完了しなければならない。 上記業者は、集密書架を設置した事業者であり、設備や設置状況を熟知しており、当該集密書架に適合する部品の確保および限りられた期間内における円滑かつ確実な履行を期待できる唯一の事業者である。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)